

# 緊急！ 原告募集！

募集は  
8月末で  
終了予定  
です

東電と国を相手に「避難指示区域」の内外にお住みだった方

約5000名が、原告となっています。

原告募集期間は、令和4年8月末頃までの予定です。

東電と国  
を  
許さない!!

なりわいそしょう

『生業訴訟』の新たな原告(第2陣)になりませんか！  
特に避難指示区域にお住まいだった方（原発から0～30kmなど）

国・東電の責任を断罪・追加賠償金額 ⇒ 最高裁で確定！

金額は下記 ↓

帰還困難区域	旧居住制限区域	旧避難指示解除準備区域	旧緊急時避難準備区域 (高校生以下 65万追加 大人 100万追加)	自主的避難等対象区域
150万円追加	300万円追加	250万円追加	65~100万円追加	9万円

避難指示区域外も原告になれます(裏面参照)

生業訴訟原告団の  
仲間  
になりませんか？

令和4年3月2日の最高裁で仙台高裁が東電に  
命じた賠償金の支払い(※1陣分)が確定！

最後の機会を  
逃すな！

下記の説明会(約30分～1時間)にて担当弁護士と面談し、委任契約が必要です。

※印鑑(認印可)と裁判費用・原告団会費として1人2万円が必要となります。

<p>会場</p> <p><b>相双民商(事務所)</b></p> <p>南相馬市原町区日の出町189-2 ☎0244-23-4722</p> <p>受付時間/午前10時～12時 午後13時～17時 定休日/土・日・祝</p> <p>※密を避けるため、1回につき 8名までとさせていただきます。</p>	<p>★令和4年 <b>5月 28</b> 日(土) 担当 <b>鈴木</b> 弁護士 ※2回実施</p> <p>◎13時30～ ◎15時～ の 2回</p>	<p>説明会</p>
	<p>★令和4年 <b>5月 29</b> 日(日) 担当 <b>鈴木</b> 弁護士 ※4回実施</p> <p>◎9時～◎10時30分～◎13時30～◎15時～ の 4回</p>	
	<p>★令和4年 <b>6月 18</b> 日(土) 担当 <b>鈴木</b> 弁護士 ※2回実施</p> <p>◎13時30～ ◎15時～ の 2回</p> <p>※【説明会】は6月19日、7月16日と17日、8月20日 と8月21日も予定します。電話下さい。</p>	

コロナ感染対策の為、事前に、電話予約頂ければ、助かります。

《問い合わせ・連絡先》

受付時間/午前10時～12時  
午後13時～17時  
休日/土・日・祝

◎相双民主商工会(相双民商) 0244-23-4722  
◎浜通り農民運動連合会(浜通り農民連) 0244-26-8202